

受動喫煙の防止等に関する条例の概要

	要件・特例等	禁煙・喫煙等の対応	店舗への表示 ステッカーNO.
飲食店 令和2年 4月1日 から 原則 建物内禁煙	下記の要件・特例に該当しない	建物内禁煙	【店舗入口】 -----ステッカー① 禁煙
	【要件】 ※建物内の一部であること ※専ら喫煙のみを行う場所であること (加熱式たばこも含む) ※たばこの煙が禁煙場所に排出されないこと 【技術的要件】 ※壁、天井等で区画されること ※喫煙場所入口への風速が0.2m毎秒以上必要 ※たばこの煙を直接屋外に排出する	喫煙場所（喫煙室）の設置が可能 喫煙場所は、飲食等はできない	【店舗入口】 -----ステッカー③ 喫煙区域あり 【喫煙場所入口】 -----ステッカー④ 喫煙区域 20歳未満立入禁止 妊婦立入禁止
	【特例①】 既存小規模飲食店 (下記全てを満たすこと) ※令和2年4月1日時点で営業していること。 ※個人事業又は資本金5000万円以下の会社が経営していること ※客室面積が100㎡以下であること 県への届け出が必要です	建物の一部又は全部を喫煙可能とでき、 喫煙しながら飲食も可能 ただし、全部を喫煙可能とする場合、 20歳未満の者及び妊婦の入店はできない。	※一部を喫煙とする場合 【店舗入口】 -----ステッカー③ 喫煙区域あり 【喫煙場所入口】 -----ステッカー④ 喫煙区域 20歳未満立入禁止 妊婦立入禁止
【特例②】 シガーバー(スナック)について ※たばこを対面販売していること ※「通常主食と認められる食事」(米、麺類等)を主として提供しないこと等全ての要件を満たす飲食店		※全部を喫煙とする場合 【店舗入口】 -----ステッカー② 喫煙可能 20歳未満立入禁止 妊婦立入禁止	
【経営者・施設管理者の責任】 ①建物内の喫煙場所以外や店舗の入り口付近に喫煙器具(灰皿等)を設置しない。 ②喫煙の中止依頼 喫煙場所以外で喫煙する人がいる場合、喫煙の中止、退出を求める 20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせないこと ③禁煙もしくは喫煙の表示 店舗入り口等に適正な禁煙・喫煙等の表示をする		【注意】 要件にあった喫煙場所(喫煙室)の設置や既存小規模事業者の特例などは、「当分の間、認める」とのことなので今後の法改正等により要件の強化や特例の条件強化などがあり得ます。	